

■広島市消費生活センターだより

“エシカル消費”やっていますか？



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン

エシカル消費とは、買い物やサービスを受けるときに、思いやりの心をもって選ぶようにしようという取り組みのこと！

環境問題
を減らせる

人や社会
が良くなる

地域
が元気になる

私たちの少しの行動がより良い暮らしにつながります

エシカル消費をすることは意外と簡単です
できることから取り組んでみましょう！

日々の生活の中に思いやりの視点をプラスするだけで、エシカル消費が身近に！

「買う」「食べる」「使う/行う」という身近な行動からそれぞれの生活に取り入れてみてはいかがでしょうか

買う

＼例えば／

エシカルマップ登録店で
買う



食べる

＼例えば／

買った食材、出された料理を
残さず食べる・食べ残しを持ち帰る
(食品ロスの削減)



食品ロス削減国民運動
ロゴマーク(ろすのん)

使う/行う

＼例えば／

長く着ることができる
服を選ぶ
(サステナブルファッション)



消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

開館時間：10時～18時

休館日：火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

*休館日には、消費者ホットライン(☎188(いやや))、

もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。

広島県消費生活センター

☎082-223-6111 (月～金曜日 9時～17時(年末年始と祝日・休日は休館))

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。



見守り 新鮮情報



事例 1

自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。

(90歳代)

事例 2

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。

(60歳代)

海産物の電話勧誘トラブルに注意

ひとこと助言



断ったのに
送られてきたら
受取拒否

見守るくん

- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送ってきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。